

SUN TREX

サントレックス（トレーラー）の基礎知識



サン自動車工業 販売企画部

1. トレーラーは以外と誰でも牽引できます。

①牽引時の免許

車両総重量が『750kg以内』であれば、普通免許で牽引できます。

750kgを超えるトレーラーは牽引免許が必要となります。

※ 車両総重量（トレーラー車検証に記載）＝トレーラー本体重量 + トレーラー最大積載量

②トレーラーのサイズ

普通免許で牽引できるもののサイズ（寸法）は以下のようになります。

・全長：12.0m以内（牽引車両＋トレーラー）

・全幅： 2.5m以内

・全高： 3.8m以内

③牽引時の制限速度

一般道路：普通自動車と同様（道路標識に従う。）

標識がない場合、60km/hまで

高速道路：標識がない場合、50km/h～80km/hまで

④高速料金について

基本的に、牽引車両の1ランク上の料金となります。ただし、首都高速道路など料金が変わらない場合もありますが、通常、[普通料金の場合→中型料金] [中型料金→大型料金]となります。

⑤牽引車種

牽引車は普通自動車及び小型自動車（除く二輪車）で牽引できますが、一部を除く軽自動車、小型トラック、バス等では牽引できません。

尚、トレーラーを牽引するためには牽引車にヒッチメンバーを取り付ける必要があります。

2. トレーラーの登録について

①車検

全てのトレーラーはナンバープレートが必要になり、車検も必要となります。

必ず継続車検を含め車検登録手続きを行って下さい。

尚、車検を受けていない場合、道交法違反となります。

②予備検

自動車予備検査のことで、予備検査が終了している事でユーザーが簡単に新規登録する事が出来ます。

この予備検はユーザーが自分で行うにはあまりにも複雑な為、通常は販売店・メーカー側で行っている。

尚、この予備検査が終了しているだけでは公道を走行できません。メーカー予備検査の取得日してから、

3ヶ月以内に新規登録を受け、ナンバープレート及び、車検証を交付してもらう必要があります。

③連結検討

連結検討とは、トレーラーを牽引するにあたって、自分の車がそのトレーラーを牽引できるだけの性能を持っているかどうかを書類計算上で確かめることです。トレーラー購入時のほかに、牽引車両の交換時にも必要になります。連結検討後、車検証上にはそのトレーラーを牽引できる車両が記載されます。もし、記載していない車両での牽引は違法となる為、グループなどでの1台の購入、自分で数台の車を持っている場合は、牽引する可能性のある全ての車両について連結検討を作成し、登録ておく必要があります。

④新規登録

新規登録を済ませると正式に車検証が発行され、ナンバーがつき、晴れて公道を走行できるようになります。

・普通自動車登録の場合

ユーザーの住所所在地を受け持つ陸運支局・陸運事務所・検査等事務所にトレーラーを持ち込んで行ないます。予備検査を受けていれば仮ナンバーを付けて走行し、陸運支局へ持ち込むことが出来ます。そして、陸運支局でナンバーを受け取り、封印をしてもらえば登録完了です。トレーラーの持ち込みはナンバーの封印が目的です。トレーラーを検査コースへ持ち込む必要はありません。

・軽自動車登録の場合

軽自動車は、ナンバープレートの封印がない為、書類を持込むだけで良いとされています。

⑤ナンバー登録

車両の分類上、トレーラーは特殊用途自動車というカテゴリーに属し、更に全長や全幅・積載重量によって小さい順から『軽』、『小型』、『普通』に分類されている。

※詳細は下記表をご参照願います。(※1=ライトトレーラー「慣性・主ブレーキ」はこの限りではありません。)

	軽自動車登録	小型自動車登録	普通自動車登録
全長	3.4m以下	4.7m以下	全長が4.7mもしくは全幅が1.7mのどちらかを超えるものに適合
全幅	1.48m以下	1.7m以下	
積載量	350kg以下	総重量750kg以下 ^{※1}	総重量750kg以下 ^{※1}
車検	2年毎	1年毎	1年毎
車庫証明	各都道府県の軽自動車登録と同様	必要	必要

◆最大積載量の範囲内で、全長の10%迄はみ出しが可能。但し、全幅のはみ出しは不可となります。

⑥車庫証明

- ・普通自動車登録：車庫証明必要
- ・軽自動車登録：各都道府県の軽自動車登録と同様

4. トレーラー購入時に必要な書類と費用（参考）

- (1) トレーラー本体の購入費用
- (2) トレーラーの送料
- (3) トレーラー登録代行手数料

《書類作成費用》

- (4) 法定費用
 - ① 重量税 ②自賠責保険料 ③自動車税 ④ナンバープレート交付料 ⑤仮ナンバー交付料
- (5) 必要書類

- ① 牽引車両の車検証の写し ②予備検査証 ③連結検討書 ④住民票 ⑤使用者の印鑑（認め印）
- ② 車庫証明（必要の有無は一般的な車両の規定に準じる）
- ③ 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）←トレーラーが普通車枠の場合のみ必要

※使用者と所有者が異なる場合、各1通ずつ計2枚必要

- ④ 使用者と所有者の委任状（印鑑登録をしている実印を押印）

※使用者と所有者が異なる場合、各1通ずつ計2枚必要

トレーラー取得及び継続費用に関する諸費用一覧表（例）

1. 法定費用参考例

	軽自動車	小型自動車	普通自動車
自賠責保険	¥5,210 (25ヶ月分)	¥5,020 (13ヶ月分)	¥5,180 (13ヶ月分)
自動車税 (地方によって異なる)	¥4,000 1年間分	¥5,300 1年間分	¥10,200 1年間分
自動車重量税	¥8,800 2年間分	¥6,300 1年間分	¥6,300 1年間分
ナンバープレート交付料 (地方によって異なる)	¥720～¥940	¥720～¥940	¥720～¥940
仮ナンバー交付料	¥4,000	¥4,000	¥4,000

- * 1…代書手数料込みの金額。登録地の賛助会にお問い合わせ下さい。
- * 2…ナンバー交付料は都道府県によって異なります。登録地を管轄する軽自動車検査協会へお問い合わせ下さい。
- * 3…自動車税は登録の次年度から必要になります。表記金額は東京都の場合とし、税額は、都道府県によって異なります。登録地を管轄する軽自動車検査協会へお問い合わせ下さい。
- * 4…検査手数料など上記に含まれていない物もありますので、ご了承ください。

◎新規登録時にお客様に用意していただくものは以下の通りです。（軽トレーラー参考）

- ①住民票（1通）
- ②印鑑（認め印）
- ③トレーラー添付書類（トレーラー譲渡証・予備検査証・連結検討書各1通）

※車両によっては印鑑証明書や実印が必要な場合もありますので、詳細は必ず管轄の陸運支局などにお問い合わせください。

◎継続車検時にお客様に用意していただくものは以下の通りです。

- ①トレーラーの車検証（1通）
- ②トレーラーの自動車納税証明書（1通）
- ③印鑑（認め印）

※登録・車検手続きを販売店へ依頼なさる場合には代行手数料や委任状などが必要→販売店へ問い合わせ

※トレーラーの点検費用は別途必要です。 ※本紙の内容は平成18年5月現在のものです。